

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和6年6月7日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和6年6月7日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナン大垣室村店

大垣市室村町1丁目1番地1他

2 意見の概要

住民の意見

- ・駐車需要の充足等交通安全対策について
- ・騒音対策について
- ・照明対策について